

《翻 訳》

ゲルハルト・シュミット
「近代ザクセン国制史入門」(Ⅲ)

松 尾 展 成

目 次

訳者序言

第1章 1831年から1918年までのザクセンの中央行政

序論

第1節 1815年以後のザクセンと1830年以後の中央行政の改革(23巻1号)

第2節 1831年から1866年までの中央行政(23巻2号)

第3節 1866年から1918年までの中央行政(本号)

第3節 1866年から1918年までの中央行政*

講和条約の締結と国王の帰還の後、ザクセン政府は1866年10月26日に新たに組織された。プロイセンに反対し、オーストリアの側に立ってザクセンの分邦主義的独立のために闘ったボイストとラーベンホルストは、すでにプロイセンの要求に基づいて辞任していた。社会主義者、民主派と自由派もボイストの辞任を要求していた。彼らは、ボイストの政策がザクセン経済の利益を害し、国家的・経済的・社会的進歩へのあらゆる努力に敵対する、と考えたからである⁽¹⁾。

* Gerhard Schmidt, "Die Zentralverwaltung Sachsens von 1831 bis 1919", in: *Letopis*, B, Bd. 27, 1980, S. 113—130.

1866年8月7日に〔兩人と〕同様に形式的に辞任した大臣たちは、その職に留まった。閣僚会議議長にはファルケンシュタインがなった。この反動的大臣はこれまでボイストを無条件で信任していたが、功名心、権力への意志と策謀の傾向は彼にはなかった。宗教大臣としての彼はすぐれた学者をライプツィヒ大学に招聘した。老年の彼は指導的な大臣としては非常に控え目で、名目上でだけ議長であった。1871年までに彼は次第に頼りにならず、優柔不断となり、政見をしばしば変え、精力をまったく失ってしまった。そこで70才の〔彼の〕辞任が必要となった⁽²⁾。すでに1866年から事実上、指導的で、最も有能な大臣は、ボイストの政敵フリーゼンであった⁽³⁾。彼は蔵相の他に外相を兼任した。彼は1852年にボイストの反プロイセン政策に抗議して〔内相を〕辞任していたので、プロイセンとの講和および北ドイツ連邦へのザクセンの加盟に関する交渉において、彼は今や交渉当事者として適任であった。フリーゼンは、ドイツの北と南の分裂が不可避であるならば、ザクセンは他のすべての関係においてと同じく政治的にも北に属すべきである、との見解であった。ベルリン講和会議においてフリーゼンを助けたのは、フォン・ファブリス將軍である。彼はボイストの政敵と見なされており、ベルリンで大いに信頼されていた。ザクセンは、当初恐れられていたより、また、ビスマルクと国王ヴィルヘルムが元来譲歩しようとしていたより、はるかに有利な講和条件を得た。すなわち、プロイセンは、これまでの敵国であって新しい同盟国となったザクセンを、撥ねつけないで味方にするのが、自国の利益である、と考えたのである。ファブリスは1866年10月に陸相となった。

今やザクセンは北ドイツ連邦の加盟邦となり、連邦憲法は1867年7月に発効した。これによってザクセンは独自の外交政策を放棄せねばならなかった。軍事制度は、北ドイツ連邦の、後にはドイツ〔第二〕帝国の監視と立法に服した。わずか1年の間にザクセン陸軍の兵員はほとんど2倍になった。プロイセンを模範としてまったく新しい武器と軍務規則が定められた⁽⁴⁾。そ

のためにプロイセンの軍国主義がザクセンに、そして、同様に北ドイツ全体に、さらに新ドイツ帝国に広まった。大蔵省の分野では郵便と電信が大部分、連邦に、後には帝国に移管された。ザクセンの司法立法も帝国の上級高権に服属した。〔それに対して、〕内務省と宗教省はその権限をほとんど失なわなかった。

もちろん、ザクセンの国内関係も北ドイツ連邦と帝国のそれに近付けられる必要があった。ザクセンは、それまでの数十年間になおざりにしてきた改革を、急いで実施せねばならなかったのである。リンデナウ政府(1830-43年)の改革期以来、ザクセンで初めての、そして、1918年までにたった一度だけのものとして、限定付きではあったが、包括的で進歩的な諸改革が、1867年から74年(一部は78年)までの「自由主義時代」に実施された⁽⁵⁾。まず、ザクセン政府は北ドイツ連邦議会に関する普通選挙権に反対したが、無駄であった。その次に、フリーゼンと1866年以来の内相ヘルマン・フォン・ノスティッツ＝ヴァルヴィッツ⁽⁶⁾とはザクセン邦議会の下院について、従来のものよりは連邦議会選挙権に少なくともいくらかは近い選挙権を制定した。1868年12月3日の選挙法は、騎士農場所有者、農民身分、都市および商工業という下院の構成を廃止し、その代わりに、1人ずつの議員を選出する、35の都市選挙区と45の農村選挙区を定めた。1年に1ターラー以上の租税を負担する、25才以上のすべての男子は、下院に関して直接的秘密選挙権を得た。自由派と民主派によって数十年来要求されてきた地域強制(Distriktszwang^[72])も、廃止された。これは1831年憲法と比較して、不十分だとしても、大きな進歩であった。それに対して、上院の構成はほとんど変わらず、1918年まで同じであった。ここ〔上院〕では政府は、多数派の保守的分邦主義者を抑えて対〔北ドイツ〕連邦および対帝国政策と進歩的国内政策を実施せねばならなかった。しかし、政府は下院多数派の二つの自由派政党に支持されていた。ザクセン政府と自由派とのこの協力は、ビスマルクと帝国議会の国民自由党との提携に照応するものであった。

1868年にザクセンはドイツ最後の邦として陪審制裁判所^[73]を創設した。1868年には死刑もザクセンで廃止された。しかしながら、死刑は1870年に北ドイツ連邦刑法典によってふたたび制定された。同様に1870年3月24日のザクセンの自由主義的出版法は間もなく帝国出版法によって取って代わられてしまった。

1873-74年に内務省は一つの包括的な法案を作成した。下級国家官庁の再編成によって、ついにこれらの官庁においても司法と行政が分離された。これによって管区 (GA) は判決権だけを管轄することになった。下級行政官庁は25の郡であった。同時に四つの県 (KD) が四つの県 (KH) に代わった。県 (KD) はすべての省についての中級官庁であったが、新しい県 (KH) は内務省だけに所属し、もはや合議制的に組織されてはおらず、県知事 (KH—Kreishauptmann) によって官僚制的 (bürokratisch^[73a]) に運営された。同時に、フォン・シュタイン男爵によってプロイセンに導入された「地方」自治の思想が、限られた範囲内においてはあったが、現実化した。各郡においては、地区自治体連合 (Bezirksverband) が、各自治体にとっては重すぎる公益事業、とくに救貧、医療および大小の道路の建設を果たすことになった。地区自治体連合の組織が地区議会 (Bezirksversammlung) と地区参事会 (Bezirksausschuß) であった。それに対応して県 (KH) にも県参事会 (Kreisausschuß) がつくられた。フリーゼンがすでに1852年に意図していた、この「地方」自治制度の導入によって、政府は同時に、「政府と国民との対立」という流布した見解を、「排除⁽⁷⁾」しようとしたのである。〔しかし、〕これは成功しなかった。なぜなら、当時の社会における階級対立は和解したいほどのものになっており、容認された「地方」自治は、ほんのわずかの限界内のものであって、この限界は1924年になってようやく著しく拡大されたからである。しかし、フリーゼン政府はこの分裂を少なくとも認識しており、改革によってそれを克服しようとした。それに対して、その後1918年までの政府はこれについて努力することがまったくなかったのである。

三つの自治体基本法は都市における市民権と農村自治体における完全権利構成員の資格を「今まで」より広範な住民層に与え、自治体行政を簡素化した。1850年の反動的結社法は存続していたが、さしあたりは自由主義的に運用された⁽⁸⁾。

1871年から宗教省を主宰したのはフォン・ゲルバー⁽⁹⁾であった。彼はライプツィヒ大学などの教授として、国王支配の原則への議会と市民の従属を要求する、きわめて保守的な国法理論を唱えていた。それによって彼は、絶対主義を過ぎて長期にわたってドイツの国法に権威主義的特徴を与えた。ゲルバーは帝国議会に関するビスマルクの普通選挙権を厳しく拒否し、「汚らしい選挙」とさえ誹謗した。ザクセンの宗教大臣としてのゲルバーは広範な文化政策を展開した。すでに彼の前任者の下で1868年に教会委員(Kirchenvorstand)・教会会議(Synodale)令が発効していた。これによって俗人も教会と教区の管理に関与するようになった。1874年には宗務庁法が福音ルター派邦教会の主宰と管理を、国家行政との結合から切り離した。教会の新しい上級官庁となったのは、「福音ルター派」邦宗務庁で、その権限は「邦宗務委員会より」はるかに拡大された。同時に1873年国民学校法によって教会の管理と学校のそれとが大部分は分離された。学校を監督するのは、もはや教会監督ではなく、専門的な地区教育監督官(Bezirksschulinspektor)であった。それに対して、聖職者による小規模学校の監督は存続した。そのために自由派はこの法律を拒否した。国民学校の教育能力は新しい教案、教員養成制度の向上および教員の経済的・社会的地位の向上によって高められた。新しい教育科目として女兒の「手工労働」(裁縫、刺繍、編み物、鉤針編みとミシン作業)、図画、および、体育が取り入れられた。ゲルバーが邦議会の激しい反対を抑えて定めた、15才から17才までの生徒に対する補習教育義務も、大きな進歩を意味していた。——それに対して、ゾルブ語の使用は、当時のプロイセンにおけるように完全に禁止はされなかったとしても、著しく制限された。「ゾルブ族の子弟」には、「ゾルブ語の読み方」[だけ]を教え

ることが定められたのである。〔それ以外では、〕ゾルブ語の併用は、その時まででもっぱらゾルブ語でなされていた宗教教育に制限され、ゾルブ語の教会ミサが通常行なわれていたかぎりにおいて、許された。さらに、通訳としてのゾルブ人には下級の職だけが認められた⁽¹⁰⁾。——ゲルバーの主宰の下で古典語学校の数はいく倍以上になった。実業学校と実科学学校も非常に殖え、後者は9年制の中等学校に拡張された。ドレーズデンの高等工業学校は1890年に工科大学に拡充された。教会および教育制度は1871年以後〔においても〕各邦の管轄であったので、ゲルバーは彼の主導による、他のドイツ諸邦を凌駕する改革への、無限の可能性を持っていたのである。もちろん、この改革は自由派の要求に叶うものではすでになかった。

北ドイツ連邦への加盟の結果としてザクセンは歳出、とくに軍事費を大幅に増大させねばならなかった。そのために邦議会は1868年に課税の均等化を提議した。フリーゼンの率いる大蔵省は、直接税の改革の準備を進め、改革は数年の審議の後によりやうやく1878年に実施された。これまでの直接税は、1843年に改革された地租と、1834年法に基づく人税および営業税とであった。この人税は、人頭税(Kopfsteuer)のように、資産を持つ者にも、持たない者にも課されたのではない。人税はむしろ階級税であり、納税義務者はその生活状態と給付能力にしたがって、いくつかの群に大別されていた。しかし、その区分は大づかみな評価によるものであって、確たる根拠を持つものではなかった。同じ群に区分された人は、すべて同額の租税を支払わねばならなかった。この制度の下でも資産家と富者はあまりにも優遇されていた。人税および営業税の代わりにザクセンは1878年にドイツ諸邦の中で、ハンザ都市ハンブルクを除けば最初に、各納税義務者の給付能力の確定に基づく、累進的な所得税を導入した。所得の確定は固定給受給者にあっては容易であった。自立した企業家と自営業者にあっては、これは帳簿と経営の審査によって行なわれた。税率は従来の階級税より、低所得者については低くされ、中規模および高額所得者については高められた。最初イギリスにおいて

真価を確かめられ、プロイセンにおいては1891年のミーケルの税制改革によって初めて実現した、この課税方式は、従来のものより公平であり、国家の歳入も増加した。フリーゼンは土地所有、利子と賃貸料からの所得には高く課税し、商工業からの所得を中位に評価し、固定給職、賃労働あるいは工芸・科学からの所得への課税は優遇しようとした。しかし、この進歩的計画は、1876年に就任した彼の後任者レオンス・ロベルト・フォン・ケネリッツ男爵によって、実施が見送られた⁽¹¹⁾。

大蔵省は1876年から1888年までに、なお私営であった鉄道を買収し、国有化した。その中で重要なものはライプツィヒ＝ドレスデン鉄道であった。1888年以後ザクセンのほとんどすべての鉄道は国有であった。これは鉄道の統一的運営という利点をもたらし、狭軌の支線を含む、多くの新路線の建設を可能にした。ザクセンの3,403キロメートルの鉄道網は1914年まではベルギーのそれと並んで、世界で最も稠密なものであった⁽¹²⁾。1920年に至ってザクセンの鉄道はドイツ国に移管された。

1871年に法相シュナイダー博士が突然に死んだ。わずか5年の在任期間中に、かつて王子傅育官であった彼は、司法においてそれまでも支配的であった服務年限原則を、拘り定規に守り、有能な若手の官吏の支援を怠った⁽¹³⁾。彼の有能な後任者アーベケン博士⁽¹⁴⁾は1873-74年に内務省と共同で下級司法・行政官庁の分離を実現させた。1879年10月1日に発効した帝国司法諸法——裁判所構成法、民事訴訟法、刑事訴訟法と破産法——も、彼の下でザクセンの判決において拘束力を持つようになった。後にはアーベケンはドイツ帝国民法典草案の起草にも関与した。

司法と同様に軍事制度も帝国に集中化された。これに関する重要な決定はすべてベルリンから発せられたのである。ザクセンの陸相ファブリスには、これまでザクセンにあった、すべての兵舎をはるかに上回るものの建設を促進するという、特別の活動分野だけが残されていた。その大部分は1871年以後のフランスからの賠償金を財源としていた。ファブリスはドレー

スデンのすぐ北に、ほぼ4キロメートルの長さの「自立的農場区域」アルベルトシュタットを創設した。これは主として兵舎から成っており、ザクセン内外のその後の軍事用建造物のための模範となった。ファブリスは1870-71年には北フランスの占領地域の総督となり、和平交渉の際には帝国宰相の代理者となった。この地位において彼はフランス人を正当かつ公平に取り扱い、そのために彼らから尊敬され、好評を博した。その短気な性格のためにザクセン陸軍では「専制君主」、さらに、「ネロ」とさえ言われた⁽¹⁵⁾、この功名心ある大臣は、1876年から91年まで閣僚会議議長でもあり、1882年から91年までは外相も兼任していた。

プロイセンから発せられる、絶え間のない兵員の増強、および、1866年以前のザクセンの伝統と対照的な、著しい軍事の意義の増大は、国王アルベルト⁽¹⁶⁾ (1873-1902年)の軍事的関心とも照応していた。学者であり、行政専門家でもあった国王ヨハンと対比して、子のアルベルトは軍人であり、狩猟家であって、行政実務を好まず、政治にかかわることを喜ばなかった。彼は政治については特別の願望を持ってはいなかったのである。それに加えて、アルベルトは若い時から衰弱しており、氣力を失っていた。アルベルトにとって特徴的であったのは、彼が、父の任命した大臣をすべて引き継ぎ、留任させたことである。高令のために1876年ないし91年に退任した、フリーゼンとノスティッツ＝ヴァルヴィッツの他は、すべての大臣が死ぬまでその職に留まっていた。したがって、1867年以後に自由主義的改革を実施した内閣が、統治し続けたのである。しかし、ザクセンにおける国民自由党とドイツ進歩党との1873年の離反以後⁽¹⁷⁾、フリーゼンの辞任以後、とくに、帝国における1878年社会主義者鎮圧法の発布以後、「自由主義時代」に続いたのは、反動期であった。それ以後は基本的で進歩的な法律はまったく作成されなかった。万已むをえぬ必要が生じた場合に、古い法律が、ほとんど意味のない程度に変更されただけである。帝国政府に完全に従属して、内相ノスティッツ＝ヴァルヴィッツは1878-90年に社会民主党員を非常に激しく攻撃した。陸

相ファブリス、法相アーベケンと宗教大臣ゲルバーはそれぞれの分野で内相と同じことをした。回想録の中でアウグスト・ベーベルは、どれほど内相ノスティッツ＝ヴァルヴィッツが社会民主党員に対する政府の反動的措置を邦議会で予告し、あるいは、弁護したかを、繰り返し記している⁽¹⁸⁾。ベーベルは法相アーベケンについて次のようにとくに生き生きと叙述している。「フォン・アーベケン氏は、同僚たる内相と異なって、冷酷で狂信的な顔をした、小柄で痩せた男であった。私は党の同志たちに彼を、スペインの宗教裁判の大審問官トルケマダと対をなすもの、と呼んだ。あの時代であれば、彼は似合っていたであろう。彼は非常に明敏な法律家であって、官吏らしく抑揚がなく、はっきりとしていて乾いた声で話される、彼の演説の中で、微かな震動によってだけ人々は彼の内面の興奮を聞いたのであるが、彼はまったく首尾一貫して彼の邦検事と裁判官の行為を弁護した。彼はこれによって彼の邦の司法に最も有害に作用した。なぜなら、我々に対する告訴の大部分は、法相を発議人とするものであったからである⁽¹⁹⁾」。

他ドイツ諸邦では見られなかったほど特別に激しく、ザクセン政府は、政治犯とされた社会民主党員をザクセンから追放し、それをザクセンの1834年本籍法(Heimatgesetz)のせいにした。それに対してアウグスト・ベーベルは、ザクセンの本籍法の当該の条文はドイツ帝国移住自由法によってすでに廃止されている、とドイツ帝国議会に請願した。そして、その請願は成果を収めた⁽²⁰⁾。

1890-91年に相次いで大臣が死んだ。ケネリッツ90年1月20日、アーベケン同年10月15日、ファブリス91年3月25日、ゲルバー同年12月23日である。ノスティッツ＝ヴァルヴィッツは91年1月1日に引退した。それによって、大部分が国王ヨハンによってその度毎に長い熟慮の後に徹底的に選り抜かれた内閣が、消滅したのである。これら的大臣たちの専門的能力は政敵によっても承認されていた。それに対して、1890-91年に任命された後任者たちは、そのような特徴を持っていなかった。「(国王) アルベルトは、ヨハンの旧内

閣が消滅した時、政治的資質が小さかったので、これまでの大臣の代わりに、同程度に手腕のある大臣を任命することができなかった⁽²¹⁾。勤務年限の最も長い大臣は、1890年に任命された法相シューリヒ博士⁽²²⁾であって、彼が1891年から1901年まで閣僚評議會を主宰した。しかし、彼は事実上はこの指導的地位を占めることなく、邦議會でもその他でも自分の管轄事項に専念し、世間にもほとんど知られていなかった。彼の在任中にも法律はしばしば労働運動に対する武器として用いられた。ある営業のボイコット、ビラの配布、言論の自由、その他の政治活動がザクセンでは法律の一つの条文にしたがって「明白な治安妨害」と解釈され、処罰された。ザクセンの裁判官はストライキの要求を恐喝未遂として罰した。そのために、これらの権利は労働者にとって事実上廃止されているか、あるいは、著しく制限されていたのである。

ザクセンの内閣の事実上の主宰者はフォークトラントの騎士農場ライヒェンバッハの所有者で、内相兼外相のフォン・メッチュ⁽²³⁾であった。冷静で無口、かつ、きわめて精力的なこの封建領主は、1891年から1906年までの15年間、保守派の支柱であった。彼は前ドレースデン＝ノイシュタット郡郡長であって、すべての行政事項において警察国家の代表者として活動してきていた。そのために彼は労働運動を、警察的秩序に反抗する暴徒としか見なかった。農業家的・反動的見解を持つ騎士農場所有者として彼は、ザクセン全体を大規模騎士農場と同じ方式で管理しようとした。ずっと後になって初めて彼は、高度に工業化したこの邦の経済的要求に譲歩した。まず彼は、社会民主党の成長をこまごました迫害によって、例えば、集会の禁止とストライキ労働者に対する警察的措置によって、防止しようとした。その点でザクセンは他のすべてのドイツ諸邦を凌駕していた。それにもかかわらず、そして、まさにそのために、社会民主党は人口稠密なこの工業国で次第に成長した。同党は、同党に不利な、最低納税額を条件とした選挙権（Zensuswahlrecht）〔が存続していた〕にもかかわらず、合計80の邦議會〔下院〕の議席の中、

1891年に11議席、95年に14議席を獲得したのである。社会民主党の議員は今や〔邦議会下院について〕帝国議会〔と同一の〕選挙権の導入を、さらに、婦人を含む、21才以上の全成人の選挙権を、強力に要求した。それに対してメッチュは、下院からのすべての社会民主党議員の排除を確実に予期できるような選挙権法案でもって、答えた。選挙権者はその納税額によって、プロイセンの1850年三級選挙権のそれにほぼ照応する3階級に区分された。ただし、第1および第2階級に繰り入れられるための納税額は、プロイセンにおけるよりも低く、また、選挙はプロイセンのような公開制のものではなくて、秘密投票であった。プロイセンにおいて少なくとも第3階級の選挙権者とされていた非課税者は、1896年のザクセンにおいては選挙権から完全に排除された。この反動的選挙法に対して保守派ばかりでなく、保守派と数年来結び付いていた国民自由党と、自由派左翼の「自由思想党」も、邦議会において賛成した。後者はプロイセンにおいては三級選挙権の廃止と平等・普通選挙権に与したのであるけれども。市民層のこの協力によって「選挙権の改悪」は、憲法改正に必要な三分の二の多数を獲得したのである。これは、1871年から1918年までの期間に、ドイツ諸邦で選挙権が、しかも、自由派左翼の協力によって、これほど反動的に改悪された唯一の事例であった⁽²⁴⁾。ザクセン政府自身がすでに1850年と1867年にザクセンにふさわしくないと述べていた三級選挙権は、高度に工業化したこの邦の経済的・社会的・政治的事情にまさに完全に矛盾していた。1895年のザクセンにおいては就労者の58%が工業に、11%が商業・運輸業に、15%だけが農業に従事していた⁽²⁵⁾のに対して、この選挙法は農業地域を優遇した。人口の80%、とくに労働者は1896年選挙法によって権利を剝奪され、排斥された。その後1901年には社会民主党員は下院から完全に排除され、1905年に初めてただ一つの議席をふたたび獲得した。保守派は今や邦議会の両院で強力な多数派となった。下院の保守派は政府自身よりもなお一層影響力があった。その指導者で、メーディンゲンの〔騎士農場所有者〕メーネルト博士は農業家的下院議長(Präsident)であっ

て、1896年選挙法を提案したのであるが、「無冠のザクセン国王」と呼ばれ、メッチュの親密な同志であった⁽²⁶⁾。まったく前例のないこの法律は、階級対立をはなはだしく激化させ、社会民主党が1903年の帝国議会選挙においてザクセンの23選挙区の中22議席を獲得するのに、寄与した。政府のためにとくに激化した社会的緊張の一表現が、1903-04年に西部ザクセンの工業都市クリミッチャウで起こった、数ヶ月に及ぶ繊維工業労働者のストライキであった。——ドイツ帝国の中でザクセンのとくに反動的な政策は、南ドイツおよびチューリンゲン諸邦のはるかに進歩的な政策と著しい対照をなしていたのである⁽²⁷⁾。

内相フォン・メッチュと比較すると、蔵相フォン・チュメル（1890-95年）とフォン・ヴァッツドルフ（1895-1902年）、陸相フォン・デア・プラーニツ（1891-1902年）および宗教大臣パウル・フォン・ザイデヴィッツ（1892-1906年）の役割は小さかった。しかし、1900年頃には大蔵省が社会的関心の前面に出てきた⁽²⁸⁾。蔵相フォン・ヴァッツドルフは元来ザクセンの外交官であって、前任者フリーゼンとケネリッツおよび後任者リュエガーと同様に財政の専門家ではなかった。そのためにヴァッツドルフは平民の省幹部の専門的知識に頼っており、彼の下でこれらの幹部たちは相当の自立性を獲得した。とりわけ主税局長（Abteilungsdirektor für Steuern^[73b]）ディラー博士は最も有能かつ経験豊富な財政家であり、ザクセンの財政制度を陰然と支配する映画監督兼撮影技師であった。ディラーはすでに1877-78年に進歩的な所得税制度の導入に決定的に関与していた。1897年にディラーは、財産所有と遺産に累進的に、そして、以前より一層高率に、課税するという、財産税（Vermögenssteuer）法案を起草した。この進歩的提案のためにヴァッツドルフと大蔵省は、この大臣はメッチュの義兄弟であったけれども、農業家的・保守的三級〔選挙法に基づく〕議会に嫌われるようになった。この法律は両院で否決された。そのために、ザクセンの財政赤字は解消されず、さらに増大したのである。それ以後、大蔵省と、邦議会を支配する保守派との、闘争が続

いた。1899年からザクセン経済と邦財政は深刻な危機に陥った。帝国国債の著しい増加もこれに照応していた。1901年末に、重要で有名な民間信用機関の一つ、ライプツィヒ銀行が破産し、競売を申告せねばならなくなった。その結果として多くの、とりわけ小規模な商會が倒産した。同時に大蔵省は、鉄道建設のために邦議會によって承認された金額を、1901年に大幅に超えて支出し、5.5百万マルク以上もの異常に巨額の追加予算を請求した。邦議會の保守的多数派はこの機会を、彼らの憎む蔵相を攻撃し、解任するために、利用した。下院の大蔵委員会(Finanzdeputation)は1902年にこの追加予算請求を、それが前年には事後的に承認されていたにもかかわらず、憲法違反と宣告し、この憲法違反のために大蔵省を国事裁判所(Staatsgerichtshof^[74])に提訴しようとした。これは、1831年から1918年までの期間に憲法に関する訴訟として威嚇された、唯一の事例であった。そのために、1901年以来メッチュが正式に議長となっていた内閣が、総辞職した。しかし、国王アルベルトは内閣の辞職を拒否した。ヴァッツドルフだけが、そして、彼とともにディラー博士が辞任した。これは邦議會保守派の完全な勝利を意味していた。

ヴァッツドルフの後任者となったのは、1901年に法相になったばかりのリューガーであった。ディラーとヴァッツドルフが資産家に対する累進的な財産税と相続税によって克服しようとした邦財政の危機に、リューガーは所得税全体の25%増税、時代遅れの新税、例えば印紙税、の導入と、職務行為に対する手数料の法外な引上げでもって対処した。リューガーはとりわけ厳格な節約方式によって邦財政を健全化した。「彼……は、国庫から支出される1プフェニヒでさえも、地獄の番犬のように、刺すほどに鋭い目でもって監視した」。リューガーは下級官吏と国有企業労働者の給与をとくに吝んだ。「国有コレクション^[74b] [のための予算] も、彼が嫌ったために、大幅に削減された。そのために彼は芸術と文化の敵と評された。その評価を強めたのは、彼が、」ゲーテを引き合いに出して、「芸術と芸術家はかならずしも風紀

を育てるものではない、と公言したことである」。このようにして、この元検事総長（Generalstaatsanwalt^[75]）はザクセンの経済と文化を大規模な計画によって奨励しないで、その代わりに、こまごました節約癖の体制を作り上げたのである。これは後には邦議会においても激しい論争を招いた⁽²⁹⁾。

国王アルベルトの死後、すでに70才になっていた、彼の弟ゲオルク（1902-04年）が即位した。アルベルトと同様にゲオルクも軍人であった。彼は数十年にわたって、第12（ザクセン）軍団の司令官であった。この資格において彼は、兵士の虐待に対して理解ある訓令を起草したが、陸相フォン・デア・プラーニッツは、当時広まっていた兵士虐待に対して、まったく対策を講じなかった。父ヨハンと同様に、そして、〔兄〕アルベルトとは反対に、ゲオルクも行政を好み、その能力を持っていた。もちろん、彼には政治家としての広い視野が欠けていた。「彼は一種の厳格な官吏であり、形式主義者であって、時には細事を気にし、小さな過ちを厳しく咎める傾向があった」。これは自分の家族内でのこまごました監督にまで及んだ。ゲオルクは邦議会上院議員として三級選挙権に賛成し、ザクセンに「反動の小模範国」という評価をもたらしたところの、警察支配体制を認めていた⁽³⁰⁾。もちろん、この体制はまさに彼の治世の下で1901-02年の経済恐慌と1903年の帝国議会選挙における社会民主党の圧倒的勝利によって、さらに、クリミッチャウの繊維工業労働者ストライキによって非常な困難に陥ったので、従来の統治方式の不安定性が全世界に明白となった。

ザクセン最後の国王フリードリヒ・アウグスト三世（1904-18年）は父ゲオルクおよび祖父ヨハンと比較して国内で非常に人気があった。はっきりした、そして、奔放な彼の体質については数多くの逸話が広まっていた。彼は、強いられただけではない、生まれつきの人柄においてすでに、「王子として、ザクセンの官廷の硬直さと、なおもそこを支配している、旧スペイン風の儀礼とに、関心を持っていなかった」とルートヴィヒ・レンは記してい

る。彼の純朴な気質は、皇帝ヴィルヘルム二世の、思い切った行動を目指す、大言壮語的環境とも快い対照をなすものであって、そこ〔ベルリン〕では軽視され、否定的に評価された。フリードリヒ・アウグストは善良、温和で温情のある人物であったが、あまり精力的でなく、必要な決断力に欠ける支配者であった。しばしばの酒癖の悪さがこのことを示していた。彼は、高度に工業化したこの邦でとくに必要であった社会的変革を、十分に理解してはいなかった。そのためにザクセンは彼の治下においても、ドイツで最も保守的に統治される邦の一つであり続けたのである。フリードリヒ・アウグスト、彼の宮廷と彼の官吏はプロイセンの例にならって、そして、例えばヴュルテンベルクあるいはヘッセンの支配者、イギリス国王およびロシア皇帝とその側近と異なって、軍事にかかわらない儀式においても、常に軍服を着用していた。その上に、ザクセン王朝最後の内相ヴァルター・コッホがフリードリヒ・アウグストについて書いているところでは、「弱者への同情を国王に目覚めさせる者は、まったくいなかった。国王は王権神授説の観念の中で教育されてきた。人間の残りの部分は彼にとっては『僕婢』であったのである。これは君主政体の不快な一側面であった⁽³¹⁾」。

三級選挙権はザクセンの社会的対立を非常に激化させたので、反動的政府の抱える困難はますます大きくなった。〔そのために、〕内相フォン・メツチュは1904年初めに新しい選挙法案を提出せざるをえなかったが、それは、保守派の支配する両院によって否決された。1905年のロシア革命の結果として、ザクセンの労働者は1905年11-12月に反動的選挙権に対する強力な抗議行動を起こした。プロイセンにおいて、また、きわめて強力な社会民主主義的労働者層を持つザクセンにおいてさえも、三級選挙権が変わることなく存続したことは、政治的大衆ストライキを闘争手段として用いるべきであるかどうか、という問題について社会民主党指導部内の激しい対立を呼び起こした。修正主義者は議会闘争に限定しようとしたが、党内左派は政治的大衆ストライキを支持したのである。1905年12月8日にベルリンの社会民主党指

導部は、当時有利な条件があったにもかかわらず、ゼネストを、現在は実施できないとして否決し、集会を組織して、ドイツの反動派に対する抗議行動に限定することを決議した⁽³²⁾。

邦全体に批判が広がったために、反動的な大臣フォン・メッチュは1906年4月に辞任せざるをえなくなった。内相兼外相となったのは、それまでベルリン駐在ザクセン大使であって、幾分かは自由主義的な、そして、慎重で感受性のあるフォン・ホーエンタール・ウント・ベルゲン伯爵⁽³³⁾であった。ホーエンタールは反動的な1896年選挙法の廃止を最初から考えていた。国王フリードリヒ・アウグスト、法相オットー博士と新任の宗教大臣フォン・シュリーベンがホーエンタールを支持したが、新しく閣僚会議議長となったリュウガーは、改革に断固反対し、そのために辞任しようとした。ホーエンタールは、憲法改正に必要な下院の三分の二の票を得た。この票は、下院が三級選挙権によって構成されていたから、保守派と国民自由党の同意の下でのみ得られたものである。したがって、ホーエンタールは最初から妥協せざるをえなかった。これさえも、ホーエンタールが内務省に迎え入れた枢密行政参事官ハインクが起草し、ライプツィヒ大学のヴァッハ教授も大きく関与した草案の、長期の、そして、困難な審議と修正の後によりやく可能となったのである。1909年5月5日のホーエンタールの選挙法は、従来の三級選挙を、いわゆる複数選挙(Pluralwahl)に変えた。それによれば、有権者は基礎票を1票持っていた。しかし、高額所得者と土地所有者はそれに加えて、補足票を1ないし3票持っていた。〔すなわち、〕年所得1,600マルク以上の自立した有権者に補足票1票、2,200マルク以上の者に2票、そして、2,800マルク以上の者に3票であった。官吏、企業職員と自由業知識人についてはこの金額は一層低かった。すなわち、1,400マルク、1,900マルクおよび2,500マルクであった。さらに、「中等の」学校教育を受けた者と、50才以上の有権者にとに補足票1票が与えられた。しかし、1人の有権者は合計4票以上を持つことはできなかった。

資産家の優遇は1896年選挙法におけるほど過度のものではなかった。しかし、当時すでに42年間続いていた帝国議会選挙権と比較すると、ようやく案出されたこの複数選挙制度も、制定の時にすでに時代遅れであり、不公平なものであった。この制度によって1909年10月21日に行なわれた選挙で見ると、1901年には1人もいなかった社会民主党が25議席、保守派が29（1901年に57）議席、国民自由党が28議席、自由思想党が8議席であった。選挙権者の数から見ると、社会民主党が圧倒的に最大の政党であった。

1907年のホーエンタールの第一次選挙法案は、実際に成立した法律よりも、労働者に有利であった。彼の意図を貫くためには、ホーエンタールは邦議会を解散せねばならなかったであろう。しかし、すでに病んでいたこの大臣は、明らかにその力を欠いていた。「邦議会の審議はホーエンタールの神経を絶え間なく興奮させた⁽³⁴⁾」。彼はすでに選挙直前の1909年9月29日に死んだ。彼はわずか3年の在任期間を選挙法の成立のために捧げ尽くしたのである。社会民主党に多数の邦議会議員の選出を保証することが、ホーエンタールの率直な意図であった。彼の国内政策全体もメツチュのそれとまったく異なっていた。ドレースデンの社会民主党労働者新聞はホーエンタールについて次のように評価していた。「ザクセンは1848年以来、警察国家ザクセンにおける最も不愉快な邪魔物を排除しようと彼ほど努めた大臣を、1人も持ったことがなかった。諸官庁に対する彼の訓令の多くは針刺政策に向けられていた」。すなわち、ザクセンにおいてこれまで数十年にわたって社会民主党に対して用いられてきた、警察によるこまごました妨害に、向けられていたのである。ホーエンタールはリンデナウと並んで、ザクセンの大臣の中で、爽やかで生き生きしており、親切な人柄のために個人として人望があった。彼の人間性についてはどのような政治的傾向の資料も、一致して好意的に評価している。

ホーエンタールの同僚フォン・シュリーベン⁽³⁵⁾によって宗教省に自由の風が吹き始めるように見えたが、彼は、在任期間が短かったので、ほとんど

何も改革できなかった。彼の前任者および後任者と異なってシュリーベン
は、社会民主党と自由派が反対していた、聖職者による学校の監督が、国民
学校教員の知識、能力および社会的地位の向上に適合しないこと、を認めて
いた。それより前、1901年と1903年にバウツェン県知事（KH）としてシュ
リーベンはザクセン内務省宛の報告において、ゾルブ人をゲルマン化するた
めの特別措置は余計なものである、なぜなら、ゲルマン化の過程はすでに進
行しており、早める必要はない、と述べていた。宗教大臣としての彼はド
レースデン駐在プロイセン大使の質問に対して、ゾルブ人に関する彼の経験
から次のように回答した。この民族はザクセン内で5万人に達しないが、二
ヶ国語を話す教員と聖職者の明らかな不足のために、間もなく完全に消滅す
るであろう⁽³⁶⁾、と。その他の点では進歩的であったシュリーベ人が、彼の後
任者ベックが自から進んで攻撃したように、ゲルマン化の措置を押し付けな
いために、ゾルブ人の意義を、彼らの数がザクセンにおいては1815年以来ほ
とんど不変であったにもかかわらず、戦術的な事情から軽視したのかどう
か、は今後研究する必要があるであろう。シュリーベンは数ヶ月の病気の
後、1907年末には辞任せねばならなかった。

ホーエンタールの後任者として内相兼外相（1918年まで）になったのは、
彼の義兄弟のベルリン駐在大使で、元アンナベルク郡郡長フィッツトゥー
ム・フォン・エックシュテット伯爵であった。フィッツトゥームはまたして
も極右の内相であった。「彼は大いに玉座と祭壇の味方をした。しかし、彼は
新しい時代とその諸要求をほとんど理解していなかった。邦内の大都市は進
歩的な上級市長（Oberbürgermeister^[76]）を持っていたが、彼は大都市の施策
が一層保守的になるように強制したかった。邦議会下院に関して資産家と高
令者が複数投票権を持つ、精巧を極めた選挙権があるにもかかわらず、反対
派が次第に増大してきたので、下院に対して、この大臣とその属僚が窮境に
あったことは、明らかである。当時の大臣が邦議会の投票によって決まった
とすれば、フィッツトゥームはすでに第1回会議の後で辞任せねばならな

かったであろう⁽³⁷⁾。宗教大臣ベックと蔵相エルンスト・フォン・ザイデヴィッツはその政治的信念においてフィッツトゥームとまったく同じであった。かつてベック⁽³⁸⁾はケムニツの上級市長として、この都市について労働者に非常に不利な職業別階級選挙権(Berufsklassenwahlrecht)を制定しており、この選挙権はこの著明な工業都市において労働者代表をわずか9人許しただけであった。自治体選挙権のこの改悪は他の多くの都市においても模範として採用されていた。大臣としてのベックは、異常な、はなはだしく屈從的な仕方でも国王とやりとりをした。彼は国王の提案に対して、しばしば次のように回答したのである。「陛下の卓越した賢明さは正しい道をふたたび示されました⁽³⁹⁾」。ベックの主導の下でザクセン政府は反ゾルブ人政策を強化した。ベックは、ゾルブ人とチェコ人が出会う最も重要な場所としてのプラーハ師範学校(Seminar)を、閉鎖しようとした。彼は1873年学校教育法第12条第4項を事実上無効にした。なぜなら、週1時間のゾルブ語授業はもはや義務教育ではなく、単に任意的な追加授業となったからである。〔また、〕パウツェンの国粋主義的な地区教育監督官バッハに対する多くのゾルブ人の苦情を宗教大臣ベックは常に却下した⁽⁴⁰⁾。

1892年から1906年までの宗教大臣の弟であるエルンスト・フォン・ザイデヴィッツ⁽⁴¹⁾は、節約大臣リュウガーの跡を継いで、1910年から18年まで蔵相であった。彼はそれ以前は大蔵省局長としてリュウガーの腹心であった。これら3人の反動的大臣フィッツトゥーム、ベックとザイデヴィッツは社会民主主義的反対派にとくに嫌われていた。

それに対して、几帳面で、人間的に控え目な法相(フォン・)オットー博士(1902-12年)は一般に尊敬され、尊重されていた。1910年から12年までオットーは閣僚会議議長でもあったが、この資格においては際立ったところがなく、影響力においてフィッツトゥームに劣っていた。この法相は、報復主義と死刑とを伴なう、古い刑法学説の信奉者であって、近代の要求、例えば、判決への非専門家の関与、一層人道的な行刑、を理解せず、反対してい

た。「邦議会において……発言する時、彼は常に彼の厳格な客観性のために好ましい印象を与えた。彼は社会民主党の発言者との論争においてもこの客観性を捨てなかった⁽⁴²⁾」。「複数選挙権に基づく邦議会において、社会民主党に対して彼が取った態度は、彼の同僚の大臣たちの闘争の仕方と実に好ましく際立っていた。司法予算について社会民主党の発言者からなされる批判と問題提起に対する彼の答弁は、常にすぐれた、客観的なものであった。フォン・オットー博士は、彼の原理的な観念を除けば、彼の管轄分野を疑いなく、そして、抜きんでて支配しており、確かに内閣で最も賢明な人物であった⁽⁴³⁾」。オットーの死後、1912年から18年までは元帝国検事（Reichsanwalt^[77]）のナーゲル博士⁽⁴⁴⁾が法相であった。彼は1914年初めにストライキ権の問題で、また、扇動者の諸組織^[78]によって要求されたストライキ裁判の迅速化の問題で、見当違いにも社会民主党を攻撃し、自惚れた挙動と「勇敢な」態度によってとくに嫌われていた⁽⁴⁵⁾。

大戦直前の数年間のザクセン政府の最も重要な課題は、国民学校制度の改革であり、これは社会民主党によっても自由派によっても緊急なものとして要求された。1873年国民学校法は、当時の下院多数派の自由派を抑えて、発布されていた。なぜなら、政府は上院の助けを得て、下院の単純多数決議を無視することができたからである。宗教大臣ベックは1911-12年法案において、小規模学校における聖職者の学校監督と、宗教教育に対する教会の監督とを存続させようとした。ザクセン教員教会（Lehrerverein）は長期にわたって、とりわけ1908年のツヴィッカウ綱領において、その廃止のために闘っていたのである。その後、下院は、聖職者の学校監督を廃止するが、現地の牧師による宗教教育の監督は存続させる法案を、社会民主党と自由派の賛成でもって可決した。〔この法案によれば、〕それに加えて、非国教徒の児童は宗教教育を免除され、宗教教育は特定宗派の規定に縛られずに行なわれ、教師の宗教的宣誓は廃止されるべきであった。最後に、授業料の完全免除が予定されていた。上院はこれ〔下院案〕に対して、政府の法案に賛成し

た。後者は、上記の提案をまったく含まないために、下院によって三分の二の多数決によって否決されていたのである。そのために、教会から分離した進歩的な学校組織は、ザクセン王国においては実現せず、ようやく1919年に創り出されることになった⁽⁴⁶⁾。ベックの学校法案はゾルブ語教育に関する1873年法第12条第4項を、第20条第2項として受け継いでいたが、その項を前項によって事実上廃止していた。それによれば、両親はいつでも、そして明白に、その子供の「ゾルブ語」(wendisch)教育の取り止めを申請できたのである。そのために、バウツェンにおける1912年2月25日の抗議集会の参加者および同年3月の大衆請願書が1848年以来初めてふたたびゾルブ語の学校教育を要求した。全8学年について強制的なゾルブ語教育(読み方と、とりわけ書き方、および宗教)が提案されたのである。しかしながら、この要求の正当性はザクセン邦議会の社会民主党議員によってさえも認識されず、そのために支持されなかった⁽⁴⁷⁾。

陸相は1902年から14年までフォン・ハウゼン元師⁽⁴⁸⁾であり、彼は1912年から14年までは閣僚会議議長でもあった。ハウゼンは軍人であり、官吏ではなかった。彼は一般に法律家を好まず、政治的な時事問題をほとんど顧慮しなかった。しかし、彼はプロイセンと並んで、あるいは、それに抗して帝国加盟有力諸邦の力を強める、というメッチュの意図に反対した。彼はむしろプロイセンとの提携の強化と1867年の軍事条約の拡大を擁護したのである。ハウゼンはまた、ザクセンですでに早くから要望されてきた、答責制の首相の任命に反対した。それが実現すると、陸相の自立性と独立性が制限されるであろうからである。ハウゼンは、陸軍術科大学の計画、軍人恩給改正案と第二の錬兵場に関しても蔵相リューガーと見解を異にしていた。〔さらに、〕リューガーは国内の一揆の場合に早期かつ予防的に陸軍を投入しようとしたのに対して、ハウゼンは、警察の力が足りない場合にのみ、そうしようとした。これは、帝国憲法にしたがってザクセンが拘束されている、と彼が考えている、プロイセンの職務規定に照応するものであった。「ハウゼンの下で

ザクセンの陸軍は、以前の同じ年数では見られなかったほどの兵力と拡大した編成に発展した⁽⁴⁹⁾。これは、1900年以降の帝国主義時代に前例のないほど増大したドイツの総兵力の枠内で、行なわれた。ザクセン陸軍の兵力は1815年に12,000人（人口の1％）であり、1849年までほとんど変化しなかった⁽⁵⁰⁾。加盟各邦はその人口の2％を軍隊とするべきである、とのドイツ中央権力の決定を実施するために、ザクセン陸軍の兵力は1849年6月7日の命令によって25,000人に増強された。その一部は予備役軍人と第二予備役によるものであった⁽⁵¹⁾。1850年11月の動員の際には陸軍の兵員は26,200人であった⁽⁵²⁾。しかし、1857年にザクセン陸軍の平時兵員は13,671人にすぎなかった⁽⁵³⁾。1866年以前にはそれは17,000人から18,000人であったであろう。北ドイツ連邦へのザクセンの加盟によって、軍隊を従来の兵員より三分の一だけ増強する必要があった。規定された平時現有兵力は24,143人となった⁽⁵⁴⁾。その数は1906年に44,500人に、1913年に50,000人に、1914年には59,740人（将校、下士官および「兵卒」）に増加した⁽⁵⁵⁾。したがって、ザクセン陸軍の平時兵力は50年間にほとんど4倍になったのである。それに対して、総人口は1867年の2,424,000人から1914年の約500万人へと2倍になったにすぎない。ハウゼンは軍隊の増強を自からの決断によってしたのではないが、それに指導的に関与した。1899年からザクセンの軍団数は1から2に殖えた。以前は師団司令部はドレーズデンとライプツィヒだけにあったが、ハウゼンの下でケムニッツとバウツェンにも師団司令部が置かれた。帝国主義列強の軍備競争——これはザクセンにも影響を及ぼし、ザクセン政府はそれに間接的に関与したのであるが——は、ついに第一次世界大戦の勃発に導いた。

1918年までザクセンを支配していたのは、保守派だけであった。「工業化したザクセンで数十年にわたって保守的な政治支配が存続したこと、そして、それによって労働者層が政治的に沈黙させられたことは、……時代錯誤であった⁽⁵⁶⁾」。ザクセンはその点において、プロイセンを除く大多数のドイツ諸邦と異なっていた。第一次世界大戦中にドイツ帝国主義の崩壊がすでに

差し迫っているとの印象の下で、法相フォン・ナーゲルが1918年5月12日に死ぬと、彼の後任者として1849年以来初めて自由主義者（国民自由党）の法律家ドルフ・ハインツェ博士が保守的な政府にはいった⁽⁵⁷⁾。しかし、これは政治的転回を意味しなかった。なぜなら、ハインツェは彼の党の中では右派に属していたからである。

1918年10月によりやくドイツの帝国主義者たちは、以前と同じような統治を続けることがもはや不可能であることを、認識した。彼らは彼らの権力的地位を議会改革によって救済しようと試みた。1918年10月4日にブルジョア諸政党の代表者とドイツ社会民主党右派の指導者2人を含む、新しい帝国政府が成立した後、ザクセンにおいても1918年10月26日に反動的な大臣ベック、フィットゥームとザイデヴィッツは辞任せねばならなかったのである。そこでハインツェは、いわゆる「新秩序内閣」を組織した。この内閣の宗教大臣になったのは、教養ある啓蒙主義的保守派アルフレート・フォン・ノスティッツ＝ヴァルヴィッツ⁽⁵⁸⁾であった。彼は1906年頃に外務参事官(Legationsrat)でありながら、指導的な反動的農業家に公然と反対し、ザクセン邦行政を非合法的に圧迫する彼らを、「第二の政府」(Nebenregierung)と非難していた。そのためにノスティッツはザクセンを数年間離れていなければならなかったのである。無党派の専門官吏コッホ博士⁽⁵⁹⁾とシュレーダー博士は内相と蔵相になった。コッホは内務省で1913年地方税(Gemeindesteuer)法を作成し、邦食糧部部長(Leiter)として困難な課題に実績を持っていた。1914年から職にある陸相フォン・ヴィルスドルフは、留任した。政府が議会に可能なかぎり広い基盤を持つために、専門大臣の他にこの内閣にはさらに4人の無任所相がいた。社会民主党右派の指導者ヘルト^[79]とフレースドルフ、無党派のギュンターおよび自由思想党のニチュケであった。ヘルト^[79]は後に1919年から29年までしばしば労相、蔵相、あるいは、首相となった。ニチュケは1919年から20年まで蔵相となった。

その就任に際して、「新秩序内閣」は下院の平等選挙権の制定と上院の改

革を確約した。上院の廃止，社会主義者の主宰する労働省の創設，および，答責制の首相という，社会主義者の要求の実現は，問題にされなかった⁽⁶⁰⁾。11月5日と6日に政府は両院に綱領を提示した。下院多数派の「了解の下での」大臣の任命，下院についての普通平等選挙権，上院の「根本的な改組」，行政および国民学校制度の改革，戦時利得への課税の強化，戦争による困窮に対する諸措置とその他の改革がそれであった⁽⁶¹⁾。

11月8日に，示威運動中の労働者と兵士は国王の退位を要求した。〔こうして，〕ザクセンの政治権力は労兵評議会の手に移ったのである。1918年11月10日にヘルマン・フライスナー（独立社会民主党）はドレースデン＝ノイシュタットのザラザーニ曲技場において，ザクセン国民へのザクセン中央労兵評議会の布告を読み上げた。「今後，王朝は存在しない。上院も同様である。下院は解散される。男女の自由な選挙権に基づく，国民議会（Nationalversammlung）のための新選挙が，内閣によってただちに告示されるべきである⁽⁶²⁾」。この日曜日の正午から王宮には赤旗が掲げられた。国王はモーリッツブルクに，さらに，シュレージエンのジュビレンホルト^[80]城に逃亡した。その途上，国王は11月13日に，ルーラントの近郊にある，シェーンブルク家のグーテボルン城において，退位の文書に署名した。それに対して，ハインツェ政府は中央労兵評議会の監視の下で，さしあたりはなお職務を続けた。11月13日にも内相コッホは秩序の維持と食糧の確保のための布告を公布した。彼は内務省管轄下の全官吏に，その職務に留まって，この邦の無秩序と飢餓を防止することを要求した。コッホは国王フリードリヒ・アウグストの退位をも同日に公式に確認した。ようやく11月14日になって，リピンスキー（独立社会民主党）を首相とし，独立社会民主党と共産党の党员から成る革命政府が，成立した。ハインツェの過渡期内閣は11月15日にわずか2週間の任期をもって総辞職せねばならなかったのである⁽⁶³⁾。新しい大臣たちがその職権を与えられたのは，以前の大臣のように国王からではなく，国民と，国民を代表する労兵評議会とからであった。〔それに対して，〕高級官吏

を含む、邦の全行政職員は、その後も執務し続けた。このことは、多数の王党派と反共和派が国家機構の内部に留まり、後には、この国家に反抗する結果となった。

(注)

- (1) ボイストはオーストリアに留まり、そこの外相、首相、そして、帝国宰相 (Reichskanzler) となった。
- (2) Staatsarchiv Dresden, Nachlaß K. von Weber, Tagebücher, Bd. 6, Bl. 114—120 に何ヶ所も、とくに Bl. 115 (1871年7月11日)。
- (3) Ebd., 1866年4月13日。「私は公務についてフリーゼンとしばしば交渉せねばならなかった。私は彼の知性とこれらの事項に関する彼の関心とを十分に理解した。彼は独創性と順応性においてボイストに劣るが、明らかに最も有能であり、手腕を持っている。しかし、彼は感情的で、体面を非常に重んじた」。
- (4) F. Dickmann, *Militärpolitische Beziehungen zwischen Preußen und Sachsen 1860—1870. Ein Beitrag zur Entstehungsgeschichte des Norddeutschen Bundes*, Diss. München 1929.
- (5) R. Dietrich, "Die Verwaltungsreform in Sachsen 1869—1873", in: *Neues Archiv für Sächsische Geschichte*, Bd. 61 (1940), S. 49—85; *25 Jahre Verfassungs- und Verwaltungsgeschichte* (著者名なし), Leipzig 1891 (*Dresdner Journal*, 48号, 50—52号, 1891年2月28日, 3月3—5日別刷)。
- (6) 故人略伝, in: *Sächsische Arbeiterzeitung*, 1906年1月15日付付録; *Afranisches Ecce*, Dresden 1906, S. 8 f. (H. G. von Nostitz-Drzewiecky); *Nachweis der Abstammung der gegenwärtig lebenden Mitglieder der Quohlsdorfer Linie der von Nostitz (von Nostitz-Wallwitz)*, bearb. von Karl v. Nostitz-Wallwitz, 1913, S. 25—27.
- (7) R. Freiherr von Friesen, *Erinnerungen...*, Bd. 3, S. 383.
- (8) *Sächsische Arbeiterzeitung*, 1902年6月20日。
- (9) *NDB*, Bd. 6, 1964, S. 251—253; *Sächsische Arbeiterzeitung*, 1891年12月30日。
- (10) J. Solta/H. Zwahr, *Geschichte...*, Bd. 2, S. 179.
- (11) R. Freiherr von Friesen, *Erinnerungen...*, Bd. 3, S. 410—430.
- (12) Prof. Dr.-Ing. Bloß, "Die Eisenbahnen in Sachsen", in: K. Großmann (Hrsg.), *Sachsen. 1000 Jahre deutscher Kultur*, Dresden 1929, S. 235 f.
- (13) Staatsarchiv Dresden, Nachlaß K. von Weber, Tagebücher, Bd. 5, 1866年11月1日; Bd. 6, 1871年9月6日。「9月4日早朝、シュナイダーが死んだ。これは司法にとって幸いである。なぜなら、勤務年限によって任用するという彼の原理によって、彼は多くの馬鹿者を昇進させ、有能な人々を感してきたからである」。

- (14) 故人略伝, in: *Dresdner Anzeiger*, 1890年10月15日および17日.
- (15) H. Richter, "Georg Friedrich Alfred von Fabrice", in: *Sächsische Lebensbilder*, Bd. 2, Leipzig 1938, S. 95; Staatsarchiv Dresden, Nachlaß K. von Weber, Tagebücher, Bd. 6, 1871年8月15日.
- (16) *NDB*, Bd. 1, とそこに挙げられている文献の他に, *Sachsen unter König Albert*, hrsg. vom Sächsischen Volksschriftenverlag, Leipzig 1898 (253ページ以下に大臣たちの肖像を含む.) を参照. 国王アルベルトととくにその妻カロラ^[81]は, 倹約な国王ヨハンよりはるかに奢侈的な宮廷生活を送った. 支出は予算を上回り, 積立金も取り崩された. 「このことについて国王に注意を促す者は, 1人もいなかったのである」.(Staatsarchiv Dresden, Nachlaß K. von Weber, Tagebücher, Bd. 6, 1877年1月25日.) さらに, Deutsches Literaturarchiv Marbach a. N., H. Graf von Kessler, Tagebücher, 1891年2月1日の項を参照. 「国王(アルベルト)は年令より非常に老けている. 腰は少し曲がり, 低くて冷淡な声で話す. 優しくなるのは彼にはむづかしい, と人々は感じている. ゲオルク王子はその兄よりはるかに元気があり, 若々しい」. 肖像で見ても, アルベルトは, 彼が60才だった1890年頃からすでに80才の人の印象を与える.
- (17) E. R. Huber, *Deutsche Verfassungsgeschichte* ..., Bd. 4, S. 402, とくに Anm. 13 を参照.
- (18) A. Bebel, *Aus meinem Leben*, Berlin 1946, Teil III, S. 151, 157, 174 f. さらに *Sächsische Arbeiterzeitung*, 1906年1月15日付付録(ノスティッツ=ヴァルヴィッツの故人略伝) を参照.
- (19) A. Bebel, *Aus meinem Leben*..., S. 177.
- (20) Ebd., S. 178.
- (21) *Sächsische Arbeiterzeitung*, 1902年6月20日.
- (22) Ebd., 1901年6月17日(シューリヒの故人略伝).
- (23) Ebd., 1906年4月28日; E. Venus, *Amtshauptmann in Sachsen*, Bonn 1970, S. 21. また, L. von Toskana, *Mein Lebensweg*, Berlin 1911, S. 205 の記述, 「メッチュは国王アルベルトと私^[82]の義父^[83]の第二の分身であった. 彼らは無制限の権利を彼(メッチュ)に認めていた」, をも参照.
- (24) E. R. Huber, *Deutsche Verfassungsgeschichte*..., Bd. 4, S. 405.
- (25) H. Kötzschke/R. Kretzschmar, *Sächsische Geschichte*, Bd. 2, S. 218.
- (26) E. Venus, *Amtshauptmann*..., S. 21. メーネルトはザクセン王国農業信用協会(Landwirtschaftlicher Kreditverein)の会長でもあった.
- (27) E. R. Huber, *Deutsche Verfassungsgeschichte*..., Bd. 4, S. 385—401, 411—421; U. Heß, "Die Zentralverwaltungen der thüringischen Staaten von der Mitte des 19. Jahrhunderts bis zur Gründung des Landes Thüringen im Jahre 1920", in: *Annali della Fondazione italiana per la storia amministrativa*, Bd. 2, Milano 1965, S. 360—408.
- (28) 以下については *Sächsische Arbeiterzeitung*, 1902年2月6日, 2月8日, 2月10日, 2月12日, 2月17日, を参照.

- (29) *Dresdner Volkszeitung*, 1910年12月1日付付録; E. Venus, *Amtshauptmann* . . . , S. 21.
- (30) *Sächsische Arbeiterzeitung*, 1904年10月15日. ゲオルクの治世中に広まっていた、「ゲオルク、横になり、死ね。アルベルト、立ち上って、治めよ」という文言は、2人の君主についての正確な知識と正当な評価に基づくものではない。王宮教会の二階席から小さな籠に入れられて綱で吊るされた小猫に付けられていた、「我々の国父はこの雄猫〔司祭〕のように黒い」という一句が、厳格なカリトック教徒としてのゲオルクに関して、一層よく当てはまった。
- (31) L. von Toskana, *Mein Lebensweg*. . . ; L. Renn, *Adel im Untergang*, Berlin 1948, S. 14; E. Venus, *Amtshauptmann*. . . , S. 25—29; F. Wecker, *Unsere Landesväter. Wie sie gingen, wo sie blieben*, Berlin 1928, S. 69—87; B. von Bülow, *Denkwürdigkeiten*, Bd. 1, Berlin 1930, S. 589—591. 「当時の皇太子フリードリヒ・アウグストは悲しいことに、上品な彼の妻^[82]と非常に違っていた。あまりにもはっきりした、彼のザクセン訛りばかりでなく、彼の鈍重な人柄、子供じみた質問と所見も非常に滑稽なものであったので、帝国宰相が、各邦君主と会話する際にふざわしい威厳を、彼に対して保つことは、困難であった」。皇帝ヴィルヘルム二世は「[大王のような]フリードリヒよりむしろ〔愚かな〕アウグスト」と言ったという。Staatsarchiv Dresden, Nachlaß W. Koch, Erinnerungen, Bd. 1, S. 211 をも参照。
- (32) U. Herrmann, "Der Kampf der Sozialdemokratie gegen das Dreiklassenwahlrecht in den Jahren 1905/06", in: *Zeitschrift für Geschichtswissenschaft*, Jg. 3 (1955), H. 6, S. 856—883; *Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung*, Bd. 2, Berlin 1966, S. 101 f.
- (33) *Dresdner Arbeiterzeitung*, 1909年9月30日; *Dresdner Anzeiger*, 1909年4月14日, 9月30日; E. Venus, *Amtshauptmann*. . . , S. 21; Staatsarchiv Dresden, Nachlaß W. Koch, Bd. 1, S. 160; Zentralarchiv der DDR Potsdam, Reichskanzlei Nr. 1698, Königreich Sachsen, Bd. 1, 1902—1908, Bl. 16 f. — *NDB* には、あってしかるべき、ホーエンタールの項目がない。
- (34) *Leipziger Volkszeitung*, 1909年9月30日付第1付録. 「ホーエンタールは、……ついに採択された選挙権について、次のように非常に痛烈に判断していた。複数選挙制度は四級選挙法であって、三級選挙権と同様に平和と鎮静をもたらすことはできないであろう」と。
- (35) *Sächsische Arbeiterzeitung*, 1907年12月9日付第1付録; Zentralarchiv der DDR Potsdam, Reichskanzlei Nr. 1698, Bl. 16 f.; J. Richter, *Geschichte der sächsischen Volksschule*, Berlin 1930, S. 340.
- (36) J. Solta/H. Zwahr, *Geschichte*. . . , Bd. 2, S. 247 f.
- (37) Staatsarchiv Dresden, Nachlaß W. Koch, Bd. 1, S. 160 f.
- (38) *Sächsische Arbeiterzeitung*, 1907年12月9日付第1付録. — ケムニッツの都市建設に関するベックの施策は激しく非難された。彼は、(都市建設者と呼ばれるドイツ国王ハインリヒ一世 (919—936年) と対比して) 都市破壊者ハインリヒと名付けられたので

ある。

- (39) Staatsarchiv Dresden, Nachlaß W. Koch, Bd. 1, S. 206.
- (40) J. Solta/H. Zwahr, *Geschichte...*, Bd. 2, S. 249, 267, 270 f.
- (41) *Dresdner Volkszeitung*, 1910年12月1日付付録, 1912年8月5日付付録.
- (42) *Leipziger Volkszeitung*, 1912年7月27日付第1付録.
- (43) *Dresdner Volkszeitung*, 1912年7月27日付付録.
- (44) E. R. Huber, *Deutsche Verfassungsgeschichte...*, Bd. 4, S. 411.
- (45) *Leipziger Volkszeitung*, 1914年2月2日; Staatsarchiv Dresden, Ministerium des Innern Nr. 11067, Koalitionsrecht, Bd. 3, 1914, Bl. 7.
- (46) E. R. Huber, *Deutsche Verfassungsgeschichte...*, Bd. 4, S. 411; J. Richter, *Geschichte...*; Staatsarchiv Dresden, Nachlaß E. Krebs, Auf dem Wege zur weltlichen Schule, Manuskript 1969.
- (47) J. Solta/H. Zwahr, *Geschichte...*, Bd. 2, S. 271—273.
- (48) A. Brabant, *Generaloberst Max Freiherr von Hausen*, Dresden 1926.
- (49) Ebd., S. 207.
- (50) O. Schuster/F. A. Francke, *Geschichte der sächsischen Armee*, Leipzig 1885, 3. Teil, S. 3, 10.
- (51) Ebd., S. 66 f.; Militärarchiv der DDR Potsdam, Sächsisches Kriegsministerium Nr. 2805.
- (52) O. Schuster/F. A. Francke, *Geschichte...*, 3. Teil, S. 71 f.
- (53) Ebd., S. 75.
- (54) M. Dittrich, *Staatsminister General Graf von Fabrice*, Dresden 1891, S. 38 f.
- (55) *Statistisches Jahrbuch für das Königreich Sachsen*, Jg. 34 (1906)—Jg. 42 (1914/15).
- (56) *Leipziger Volkszeitung*, 1918年11月15日.
- (57) *NDB*, Bd. 8 の他に, 1928年5月17日の彼の死後の多くの新聞に出た故人略伝, および, R. Heinze, "Rudolf Heinze, Jurist und Politiker. Familienkreis und Vorfahren", in: *Genealogie*, Jg. 21 (1972), H. 5, S. 139—149; H. 6, S. 180—185; H. 7, S. 212—216; H. 11, S. 331—340 を参照. ハインツェは後日, 1923年にはドイツ国全権委員 (Reichskommissar) として, 社会主義者と共産主義者によって合法的に結成された, ツァイグナーを中心とする, ザクセンの労働者政府を, 憲法に違反して解任させることに, 指導的に関与した.
- (58) E. Venus, *Amtshauptmann...*, S. 34 f.; *Reichshandbuch der deutschen Gesellschaft*, Bd. 2, Berlin 1931, S. 1339.
- (59) Staatsarchiv Dresden, Nachlaß W. Koch, *Erinnerungen*, 2 Bde.; *Reichshandbuch der deutschen Gesellschaft*, Bd. 1 (1930), S. 966.
- (60) *Leipziger Volkszeitung*, 1918年10月28日.
- (61) *Landtagsmitteilungen 1917—18, 2. Kammer*, Bd. 3, S. 2185—2191; 1. Kammer, S. 581—584.

(62) *Leipziger Volkszeitung*, 1918年11月11日.

(63) Staatsarchiv Dresden, Nachlaß W. Koch, Bd. 1, S. 207—220; E. Venus, *Amtshauptmann*, S. 54 f.